

医政発 0426 第 26 号
令和 3 年 4 月 26 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

へき地保健医療対策等実施要綱の一部改正について

へき地保健医療対策については、「へき地保健医療対策事業について」（平成 13 年 5 月 16 日付け医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知）により行われているところであるが、今般、同通知の別添「へき地保健医療対策等実施要綱」を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。